

指定年月日・番号	6年8月6日 第8-1号
告示年月日・番号	6年8月19日 第106/号

承諾書

次の図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。

年月日

(申請者) 株式会社 竹内工務店 様

道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員4.00m 延長9.54m 5.02m 30.24m	道路の面積	190.46㎡
-----------------	---------------------------------	-------	---------

工事着手予定年月日	6年5月1日	工事完了予定年月日	6年6月10日
-----------	--------	-----------	---------

道路管理者の住所及び氏名
 芦屋市大原町5番4号
 株式会社竹内工務店 電話(0797)31-3770 番

道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住所	氏名	印

芦屋市伊勢町4番1 宅地	
芦屋市伊勢町4番1 宅地	
芦屋市伊勢町4番1 宅地	
芦屋市伊勢町4番1 宅地	
芦屋市伊勢町4番11 宅地	
芦屋市伊勢町4番11 宅地	
芦屋市伊勢町4番11 宅地	
芦屋市伊勢町4番11 宅地	

特記事項

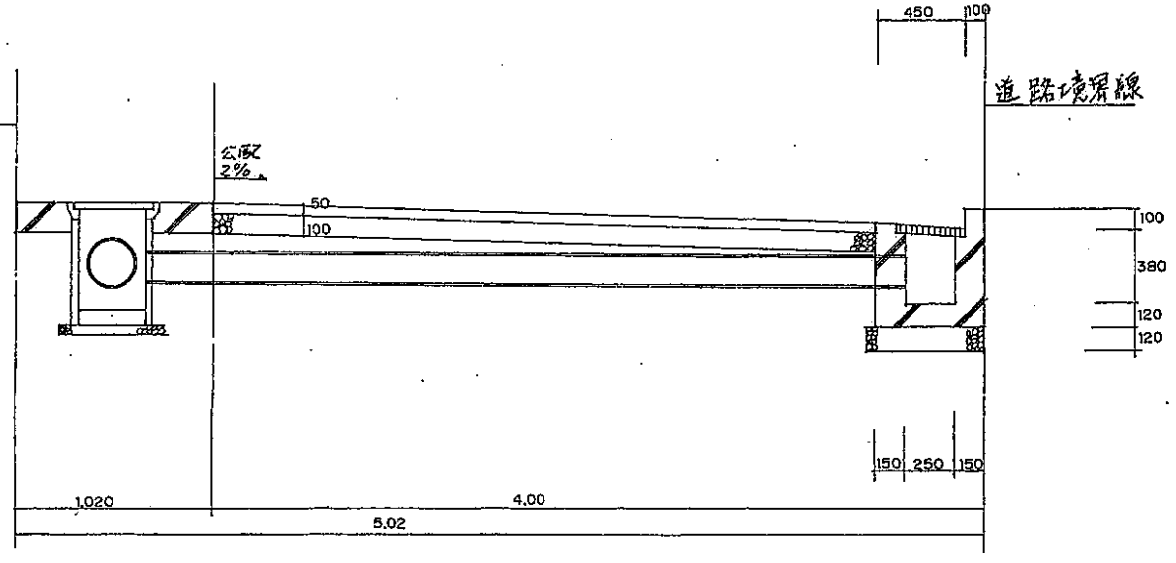
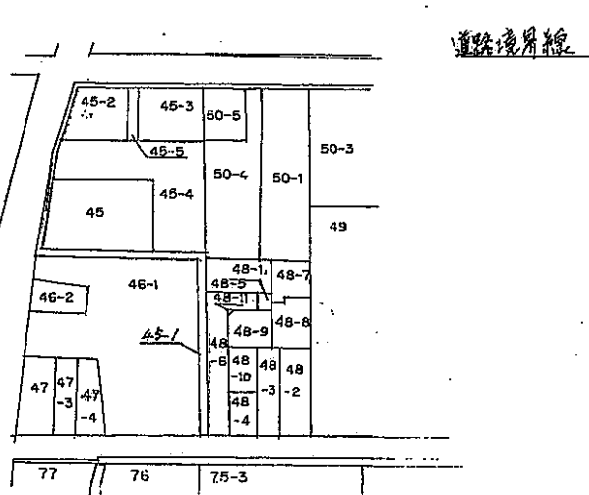
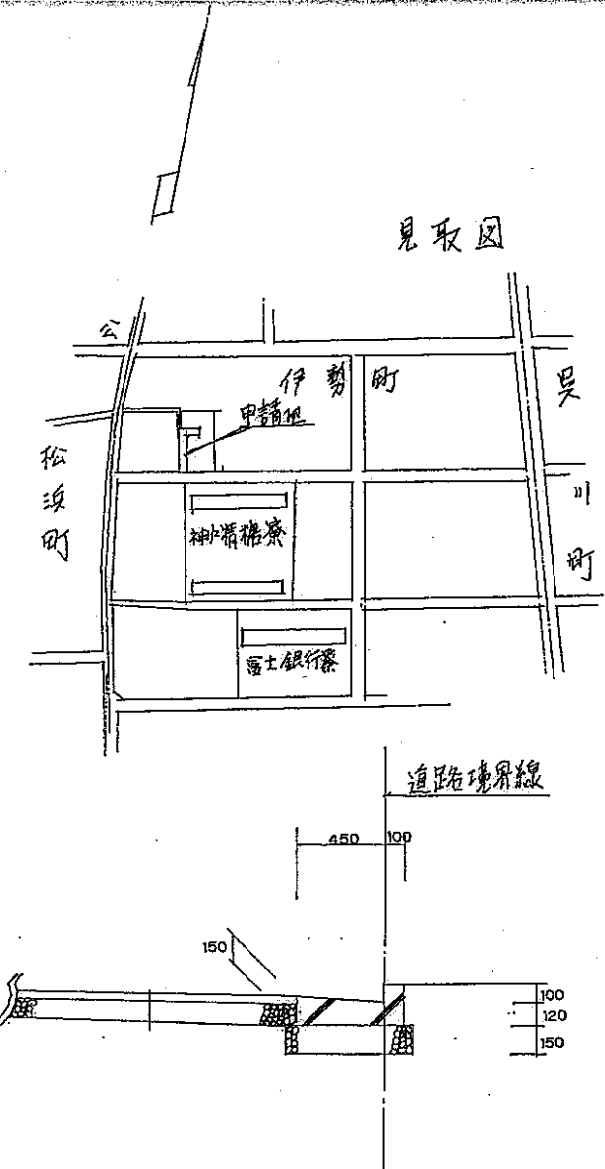
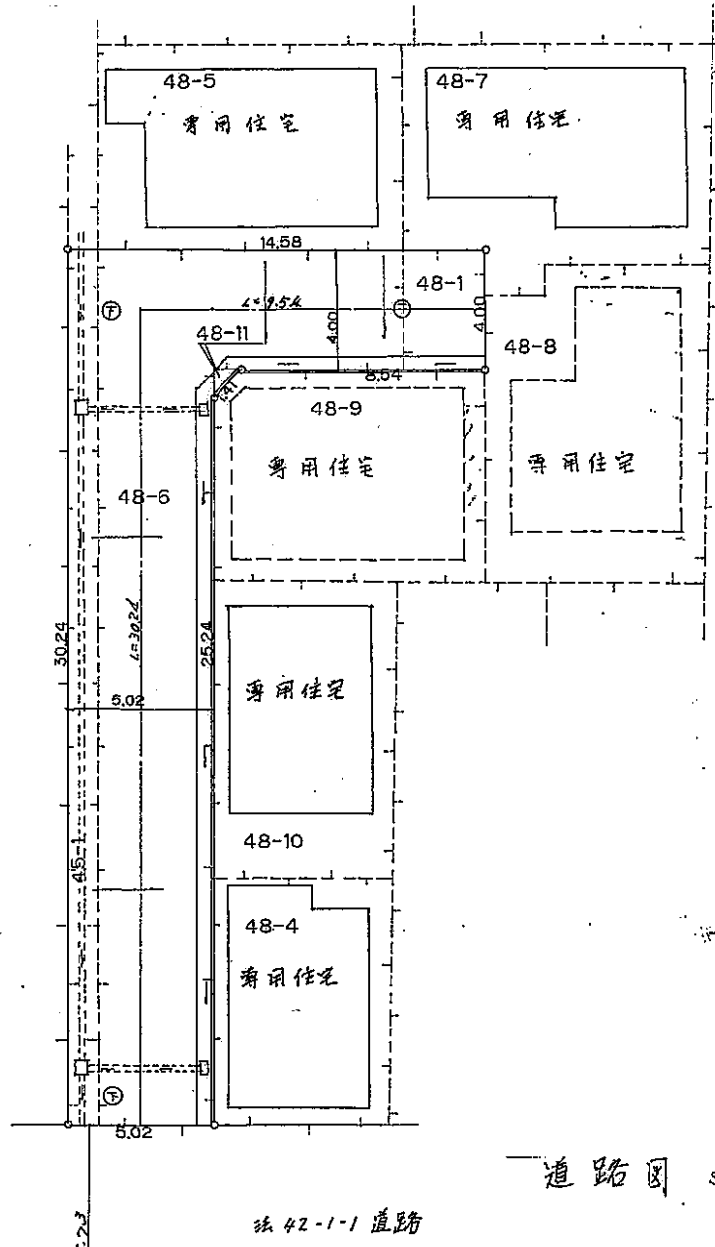
図面作成者の住所及び氏名

凡例

方位	延長	取存道路及び既指定道路 (年月日・番号記入のこと)	市町村界
申請する道路の位置(朱番)		今後予定する道路	既存建築物 (用途記入のこと)
標識の位置		地番界	予定建築物 (同上)
下水・側溝等		敷地界	

【注意】

- 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入のこと。
- 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
- 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入し押印すること。
- 延長は幅員別に記入すること。
- 本用紙のみで記入されない場合は、同策、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
- 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時)に提出すること。



平成6年3月21日
 神戸地方支務局東神戸出張所備付字限図転写
 転写人

指定年月日・番号	6年8月6日 第6-1号
告示年月日・番号	6年8月19日 第1001号

承諾書

次の図面記載のとおり道路の位置の指定・変更・廃止を承諾します。

年 月 日

(申請者) 株式会社竹内工務店 様

道路の幅員・幅員別の道路の延長	幅員	m	延長	m	道路の面積	㎡
		m		m		

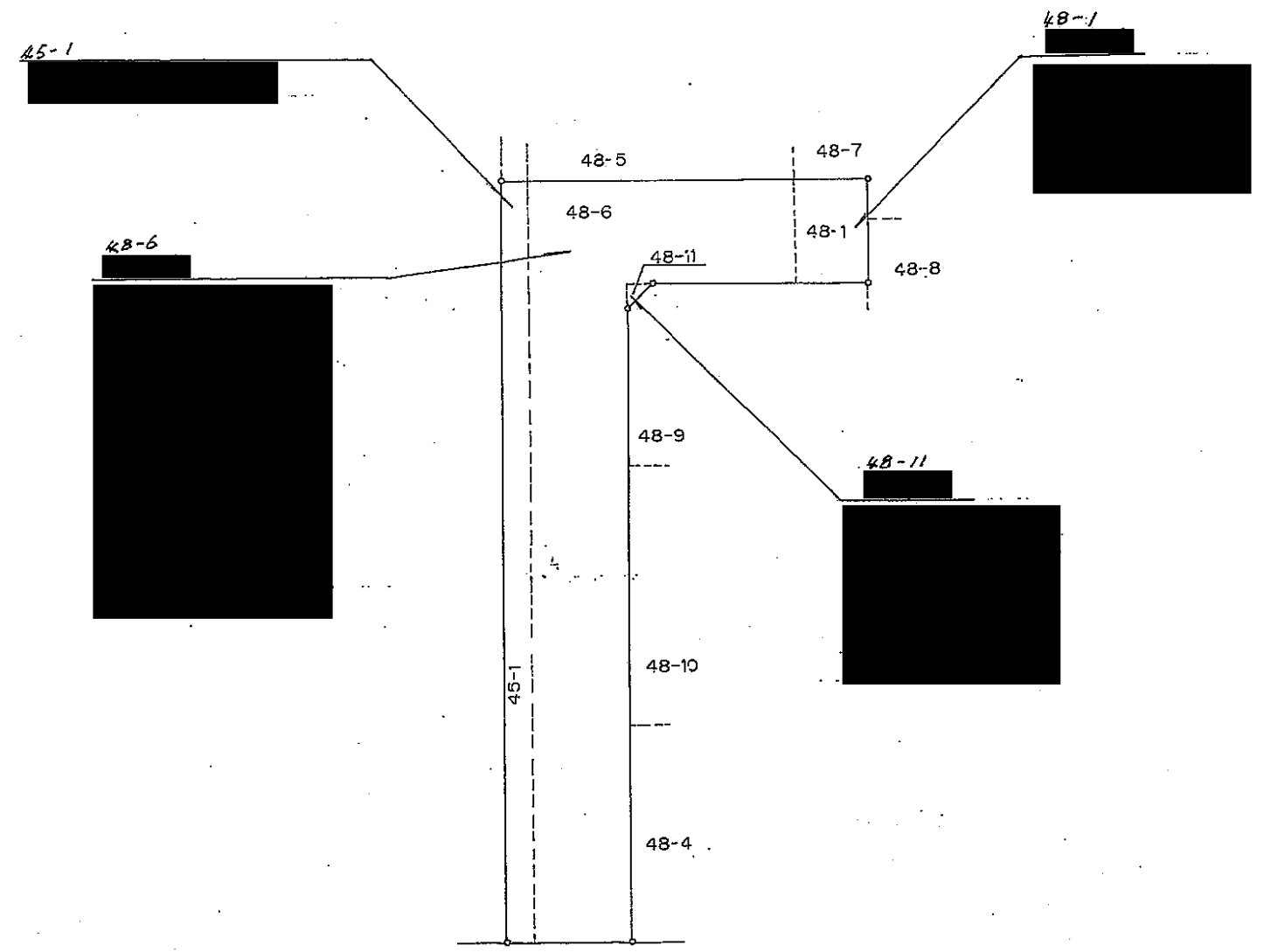
工事着手予定年月日	年 月 日	工事完了予定年月日	年 月 日
-----------	-------	-----------	-------

道路管理者の住所及び氏名 芦屋市大原町5番4号 株式会社竹内工務店 電話(0797) 21-2770 番

道路となる土地の地名地番	地目	権利の種類	住所	氏名
芦屋市伊勢町48番11	宅地			
芦屋市伊勢町48番11	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			
芦屋市伊勢町48番6	宅地			

特記事項

図面作成者の住所及び氏名



凡例

方位		既存道路及び既指定道路 (年月日・番号記入のこと)		市町村界	
申請する道路の位置(朱書)		今後予定する道路		既存建築物 (用途記入のこと)	
標識の位置		地番界		予定建築物 (同上)	
下水・側溝等		敷地界			

- [注意]
- 承諾書の「権利の種類」欄は、土地又はその土地内の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
 - 図面にも地番号、権利の種類及び氏名を記入のこと。
 - 付近見取図、道路図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
 - 図面に字限図を記載するとともに、その転写場所、転写年月日及び転写した者の住所氏名を記入し押印すること。
 - 延長は幅員別に記入すること。
 - 本用紙のみで記入されない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で本用紙と割印して追加すること。
 - 申請書(正・副)には本用紙(追加紙を含む)のコピーを添付し、本用紙は別に(同時に)提出すること。

